

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病3月号

(通巻第141号)

関西労働者安全センター 1986.3.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●若松労災裁判、全面勝訴勝ちとる	1
●労災保険法改悪阻止!	4
●地方自治体労働者の安全衛生	6
●健診だより	8
●ニュース(前線から)	10
●安全衛生ひとくちメモ	16
●みんなでやろうストレッチ体操③	17

# 循環器系疾病、蓄積過労で業務上に

## 若松労災裁判で原告全面勝訴がちどる

泉州労連第一警備労組組合員若松博氏の脳卒中に対する労災保険不支給処分を不服として、国（原処分庁・泉大津労基署長）を相手取って闘わってきた「若松労災裁判」において二月二八日、原告全面勝訴の判決がかちとられた。労働省はその後、控訴しないことを決定し、確定判決となつた。この画期的判決の要点は

### 『柴田裁判勝訴につづき 若松裁判勝訴につづき』

『脳卒中・急性心臓死等の労災認定基準の骨格であるアクシデント（被災直前の突発事）・災害（必要不可欠）主義の否定』である。

判決文は次のように述べている。

「被告のいういわゆるアクシデントの存在は、かかる業務と疾病との相

当因果関係の存否を判定するに際して考慮に入れるべき要素の一つであるとはいっても、かかるアクシデントの存在が相当因果関係認定に不可欠なものとまでいうことはできない。」

判においてもぜひとも勝訴をかちとつていただきたい。（故柴田氏の場合も、高血圧症という基礎疾病があるところに、深夜勤を含むガス管敷設工事に従事していたことによる疲労の蓄積が原因で発症した脳出血という点で、若松氏と極めて類似したケースである。死亡したのも一才ちがいの三九才であった。）

以下、今回の判決における、業務起因性の判定にあたっての事実の認定と判断をみ、現行の労災認定基準と比較し、さらに今後の問題について述べたい。

まず、判決に到る、遺族・当該労働組合・弁護団の並々ならぬご努力に最大の敬意を表したい。そして、この勝訴に引き続き関西労働者安全センターが全国出稼組合連合会に協力してすすめている柴田出稼労災裁

故若松氏は七五年に入社、夜間パ

トロール警備員として勤務していた

ところ、八〇年二月三日の夜十時過

ぎ、業務遂行中に車内にて脳出血を

発症、同二五日入院先で死亡された。

享年三八才だった。被災者遺族や組合では仕事が原因としか考えられないとして労災申請したが泉大津労基署は業務外としたのである。

若松氏の仕事は、夜間、客先を車で巡回警備するというもので夜勤を常態としていた。すなわち、全部で四十二カ所を半分ずつに分け、それを各一名が担当し（午後五時）午前八時、拘束一五時間、仮眠時間（〇時～六時）、もう一名がそれら二名の仮眠時間中に四十二カ所を警備するというもので、計三名が各パート交替で受け持っていた。休日には、前日の午後五時～翌日の午前八時までの実に三十九時間という長時間労働を行っていた。さらに、被災直前より合理化により、四十二カ所

を一名で、仮眠時間なしで午後五時～午前八時までという勤務形態が導入されていたのである。

こうした過酷な深夜勤体制をベースに、充分な休憩・仮眠時間もとれず（緊急指令で起こされることも多い）、警備業務特有の精神的負担等が若松氏の健康に悪影響を与えていたのである。

判決は、日本産業衛生学会の「夜勤・交替制勤務に関する意見書」の

いうところの「深夜業を含む週労働時間は四十時間、一日八時間を限度とする。拘束八時間につき連続二時間以上の仮眠休養時間、深夜業は原則として毎回一晩」等を目安に、「若松は相当過酷な勤務条件の下で長期間就労した結果、本件疾病の発症当時、睡眠不足と精神的ストレスによる肉体的、精神的疲労が蓄積していたものと認めるのが相当である。」と認定した。

一方、本人の条件として若松氏は、

本態性高血圧症という基礎疾患有していた。ここに既に述べたような

労働の悪条件が作用して脳出血発症に至ったのである。一般的に基礎疾

病をもつ場合、理論的には共同原因→労災認定という筋道は認められていても、労災認定への間口は労働行政の手でさらに狭められている。後述するように脳卒中の認定基準にお

いてもしかりで、その意味でも「難しい」裁判であったため、勝ち方はより徹底したものとなつた。

## 粉碎された

### アワシデンツ主義

冒頭に述べたように判決は明確に認定基準のアクシデント主義を否定している。

認定基準（基発一一六号 昭和三六・二・三）において「業務に関連する突発的又はその発生状態を時間

的、場所的に明確にしうる出来ごともしくは特定の労働時間内に特に過激（質的に又は量的に）な業務に就労したことによる精神的又は肉体的負担（以下単に災害という）が当該労働者の発病前に認められること」と、「災害」の存在が不可欠としている。

そして、「災害のない單なる疲労の蓄積のみでは、その結果を業務上の発病又は増悪とは認められないこと」と、蓄積疲労の位置づけについてこれまた明確に表現しているのである。つづいて「高度の高血圧症を有するものは、脳出血を自然発症する可能性が多いので顕著な業務上の出来ごとによる著しい身体的、精神的負担があつたことが認められない限り、多くの例については業務上とは認められ難いこと」との考え方を立っている。

今回の判決は、そうした医学的常識からみても余りに非常識な、認定

基準の枠組みをはつきりと否定したわけで、もはや説明に多言を要しないだろう。

## 今後の動向

### 闇いの方向

これまで明らかな労災を災害主義の立場から認定せず、そこを労働組合の闇いによって認定をもぎ取つてきただけの例がある。そうした闇いや最近の世論が今回の判決の背景にあつた。

しかし、多くの過労死ははじめから労災申請もされず、またされてもほとんどが業務外とされてているのが現状だろう。現場の状況は以前より厳しくなってきており、労働省は裁判に負けても、まだ基本姿勢を改めるとは一言も言つていらない。

泉州労連では判決後ただちに労働省に対して「控訴するな」との要請行動を開始。三月十三日には中央総評とともに本省交渉を行つた。安全センターもこれに参加した。席上、労働省は「控訴しない」と発表した。現在、労働省は認定基準の見直し作業を進めていると伝えられておりそれを踏まえた決定とも思われるが、今後予想されることは、労働省は過労死の存在は認めるにしてもケイワンや腰痛の認定基準のように、労働条件等についてきびしく、細かい判定条件を作成していくことであり、

渠觀は許されない。

## 最後に

裁判で、労働省がアクシデント主義の妥当性を主張した中での一節を紹介したい。

「……ところでアクシデントの概念は、労働者の一般疾病（感冒、脳出血、胃病、ノイローゼ等）を際

限なく業務上疾病とすることがないよう妥当な限界を画する手段として重要な意味を有する。その不存在の場合まで、安易に労災給付の対象を拡大することは、事業主の負担する保険料を原資とする労災保険制度（一部国庫負担も存する。）の財産的基盤に深刻な打撃を与えることになり、厳に戒められるべきである。」

い合理化の進行の中につれて、疾病の原因について労働・生活環境要因を正しく位置付けて職業病概念を確立し、被災労働者の救済・生活保障を拡大していくという姿勢はあるでない。労働者を守るのではなく、労災保険制度を事業主―資本―に迷惑をかけずに守ろうというのである。その犯罪性が司法という限られた場であるにせよ「厳に戒められた」のが今回の判決であった。

### 労災職業病関連裁判傍聴案内

- ◆ 四月七日 午前十時半 柴田出稼ぎ労災訴訟 大阪地裁八〇九号
- ◆ 四月八日 午前十時 牧野公務災害認定訴訟 大阪地裁八〇九号
- ◆ 四月一五日 午後一時 岩佐訴訟 大阪高裁一〇〇七号
- ◆ 五月二三日 午前十時 鈎・灸打ち切り訴訟 大阪地裁八〇九号

# 労災保険法改悪を阻止しよう！

## ——法律案いよいよ国会審議 最大の山場へ——

労働省によつて「法律案要綱」が提出（二月十日）されたことは先月号すでに報告したところであるが、去る三月一四日には閣議で決定され、いよいよ衆議院社会労働委員会での審議が開始されようとしている。

安全センターは、今回の改悪において、その焦点を「業務上外の決定にあたつて、事業主に意見申し出の機会を与える」旨の制度の創設についてこの間反対運動を取り組んでいる。この「新制度」の主旨については、これまでも機会あるごとに述べて来たように、まさに現在の労災保険制度の根幹を破壊するものとしてある。その後判明したことであるが、労働

省はこの新制度の創設にあたつて、今回は真正面からの法改悪をさけ、「労働省令」（労災保険法施行規則）にもりこむものと予想される）なる形をとつて実施しようとしてきている。しかし、この省令にしる、それが実施されるならば、法改悪をした場合となんら変わらない効力を發揮することは、この間の「労働省内部通達」の乱発による労災保険給付における全面締め付けをみれば一目瞭然である。そして、それにもまして危険なことは、今回の「意見申し出の機会を与える」旨の新制度を認めてしまふならば、政府・労働省は次

立体制度の創設」をもちだしてくることは明らかである。いわば今回の闘いは、労災保険法の“有名無実化・骨抜き化”を図ろうとする政府・資本に対する第一歩の闘いであり、決して譲歩する余地のない闘いである。

われわれはこの間、前記した改悪内容に焦点をあて、その重大性について訴え、全国の各地域センター、労働者住民医療機関連絡会議、あるいは全港湾、全林野、全山労等と連携をとりつつ、各地での闘いを展開してきている。一方では当面する国會での審議を射程に入れ、三月一九日には社会労働委員と会見し、是が

非でも改悪を阻止  
すべく協力を要請  
する予定である。

そして最大の山

場である四月には

「事業主に意見申  
出の機会を与える」

旨の『労働省令』

の発令を阻止すべ

く労働省に対する

反撃を組織してい

かねばならない。

まさに急を要す  
る闘いではあるが、

この闘いの重要性

を再度確認し、す

べての労働組合、

団体から反対の声

を上げられんこと  
を訴える。

### 労災保険法改悪案の要点

法 律 案	現 行
◆年金たる保険給付に係わる給付基礎日額について、労働者の年齢階層別の賃金実態その他の事情を考慮して労働者の年齢階層ごとに最低額及び最高額を定め、その給付基礎日額が、労働者の年齢階層に応ずる最低額を下回り又は最高額を越える場合には、当該最低額又は最高額を給付基礎日額とすること。	◇給付基礎日額の最低額及び最高額に関する規定はない（労働省令において、給付基礎日額に関する給付の種別及び労働者の年齢に関係なく一律の最低保障額（現行 3,210円）が定められているが最高額に関する規定はない。）。
◆労働者が監獄等に収容された場合は、休業補償給付を支給しないこととすること。	◇不支給とする規定はない。
◆労働者が所定労働時間の一部分のみ労働した場合休業補償給付の額は、給付基礎日額と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 100分の60に相当する額とすること。	◇所定労働時間の一部分のみ労働した場合の休業補償給付の額についての規定はない（全部休業の場合と同様、給付基礎日額の 100分の60に相当する額とされる。）。
◆〔通勤災害〕労働者の通勤経路からの逸脱又は中断に關し、現行の日用品の購入等の行為と同様に取扱うものとして労働者の一定の行為であって労働省令で定めるものを加えること。 (労働省令で定める労働者の一定の行為とは学校、公共職業訓練施設等への通学等の行為)	◇通勤経路からの逸脱又は中断があった場合、当該逸脱又は中断の間及びその後は通勤としないが逸脱又は中断が日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための必要最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き通勤として取り扱う。
◆事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立の届け出を怠っていた期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、政府は当該保険給付に要する費用の全部又は、一部に相当する金額を当該事業主から徴収できるものとすること。	◇事業主が保険関係の成立の届け出を怠っていた間に事故が生じた場合、事業主から保険給付に要する費用を徴収する規定はない。
その他メリット制度など（略）	

\* \* \* \*

省令で定めるもの	内 容
●特別加入制度の合理化	特別加入しようとする者のうち業務歴からみてじん肺、振動障害等の職業性疾病にかかっていると考えられる者に対して健康診断書を提出させることとする。
●事業主の意見の申出	保険給付申請事案について、支給決定前に、事業主は意見の申出を書面により行うこととする。

# けんしんだより

松浦診療所健診部

## 健診だけではなく予防体制を

「仕事中に脳卒中でたおれた健診三週間めの労働者はなし」

ある営業所の副責任者であったTさんが倒れたのは、健診三週間目のことでした。仕事をしているとき、

机の上にうつぶせに倒れてしまわれたということです。すぐ救急車で病院に運ばれたのですが、脳卒中といふと、安全衛生委員会の連絡であわてて健診結果を見ると「要注意」との指示。血圧値は一四〇／一二二と下の数値が気になつての指示でした。Tさんは以前から高脂

行つてもらつたこともあつたのですが、定期的な受診はされていなかつた様でした。

この会社は、頸肩腕障害への取り組みをして八年、成果も上がり、次は成人病に力を入れていた矢先のことでした。高血圧症、糖尿病などキチンと管理すれば恐れることのない病気も、野放し状態にしておくと、突然倒れ、本人はもちろん家族も会社も大変困った事になつてしまします。

私達と安全衛生委員会は、倒れる前の予防体制を作るために、その後も受診を勧め、さる大学付属病院へ

高血圧教室、糖尿病教室を開き、ビデオテープで正しい病気の概念を知つてもらつたり、決して怖がる必要はない、正しい管理の大切な事を学んでもらいました。安全衛生委員にも御協力願つて本人の自覚を高めて頂かなくてはなりません。

健診をいくら立派にやつても、問題はあるとのフォロー体制にあるということを教えてくれる事例でした。

Tさんは現在リハビリ中で、右指が不自由で、ゆっくりと歩く訓練を続けておられます。医学常識で考えれば、すぐ倒れる事が予想される程の危険な数値ではなかったのですが、大変な事になつてしまつたのでした。

# 前編から

オーフンオペレーターの

大阪

頸肩腕障害

業務上認定へ!

前号でも報

告した被災労  
働者Bさん

(23才女性、  
生地商社勤務、  
作業・電話の応対等上肢を

コンピュータ端末での入出  
庫伝票管理を主とする事務  
作業)

以来三ヶ月で業務上認定さ  
れた。現在、Bさんは通院  
しながら軽度な業務に復帰  
し頑張っている。

彼女の場合は入社七ヶ月  
にして急性の頸肩腕障害

使用する雑用も多い ③連  
続作業時間が二時間以上だ  
った等であった。

こうしたVDT作業にお  
ける頸肩腕障害は、これま  
で四件安全センターで取り  
組んできている。それらの

を発症したもので、その特  
徴は①数字キーを打つ右手  
指に症状が集中、漸次、腕  
・背中に拡大した ②書字  
水山の一角であることは想  
像に難くないので、安全セ  
ンターとしてもより組織的  
な対応を必要だと考え  
ている。

を発症したもので、その特  
徴は①数字キーを打つ右手  
指に症状が集中、漸次、腕  
・背中に拡大した ②書字  
水山の一角であることは想  
像に難くないので、安全セ  
ンターとしてもより組織的  
な対応を必要だと考え  
ている。

今年一月二六日より開始  
した大阪市職民生局支部の  
に終了した。今回は八三年

に続く第二波の自主健診で  
あった。

民生局支部では前回の健

診実施以降、約二年にわた  
って対大阪市当局交渉を含  
め、支部をあげて「職業病  
を発生させない職場づくり」  
を目指し闘いが行われてき  
た。この闘いの中で、昨年  
ひとつつの焦点となつたもの  
が、保母の頸肩腕障害およ  
び腰痛症に関する職業病健  
診の実施問題であった。當  
局は、八三年の支部による  
自主健診の結果明らかとな  
った保育職場における職業  
病多発情況を無視できず、  
昨秋段階で支部の要求をう  
けられ職業病健診の実施に  
ついては確約してきた。し  
かし、その実施機関につい  
ては、當局推薦と支部推薦  
の機関が真向から対立し、

大阪

大阪市保母自主健診  
終了

大阪市職民生局支部

ついに昨年末交渉は決裂した。

た。その後の支部からの要請に応え安全センターは直ちに第二次健診団を結成

した。

今回の第二次自主健診の結果については、次回報告する予定である。

便労働者に多発しているバ

された。

イク振動病を例に挙げながら、職業病とは何か、職業病が発生した場合当局側はいかなる対応に出で来るのか、労働組合は職業病に對していかに取り組んでいかばよいかについて話された。

このあと質疑が活発に交わされた。開始された。

セミナーは、

結果については、次回報告する予定である。

され、連絡会において企画された東大阪学給労における出張針灸治療が三月七日

次回は、三月二五日同所において拡大事務局会議として開催される予定である。

## 東大阪

### 活発な東大阪連絡会

「ヨニ回例会開く」

「出張針灸も始まる」

二月二七日東大阪市労セツルメントにおいて『働く者に健康を! 東大阪連絡会』について、布施分会青年部制第二回定例会が開催された。今回は東大阪春闘労働学校もかねて行われた。参加者は50名。

二月二七日東大阪市労セツルメントにおいて『働く者に健康を! 東大阪連絡会』について、布施分会青年部制第二回定例会が開催された。作のスライドが上映され、

今回の職場の実態と取り組みの現状が報告された。

このあと質疑が活発に交わされた。開始された。

## 北 摂

### 電器部品工場にでかけた

「労働組合」

### 安全点検のとりくみ

大阪府茨木市の全金大阪

一の下請け会社で、デタラ

三興支部では、春闘課題の一つとして職場の安全点検

メな労働条件の中、昨年秋に結成した新しい労組で、

良医大公衆衛生) が全通の報告を踏まえながら、「働く者の健康を考える」と題

の取り組みを掲げている。約半年の経験をふまえた取

同支部は、ブラウン管の部品を製作する電器メーカー

り上げたものである。

まず、現在、全通におい

作業環境の問題点として

は、か性ソーダなど有害物

質の扱いに関するもの、換

気扇が少ないとこと、高電圧

下作業の問題など、すでに

労組内で指摘されているも

のだけでも多岐にわたって

いる。また、健診実施など

についても問題があること

は明らかで総合的な点検が

必要という状況である。

同支部としては、春闘の

要求として、会社側に立ち

入り調査を認めさせ、専門

家の協力を得て安全パトロ

ールを行う予定である。

安全センターとしても全  
面的に協力していきたいと  
ころである。

二月二五日、平野区役所  
会議室において第八回東南  
地域労災職業病問題交流会  
が開催され約二〇名が参加  
した。

同支部としては、春闘の  
要求として、会社側に立ち  
入り調査を認めさせ、専門  
家の協力を得て安全パトロ  
ールを行う予定である。

安全センターとしても全  
面的に協力していきたいと  
ころである。

まず『全金大和鋼業支部  
じん肺闘争の取り組み』の  
経験報告が近藤委員長から  
行われた。

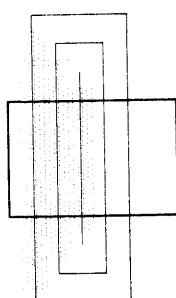
取り組みのきっかけとな  
ったのは、組合員T氏のじ  
ん肺認定闘争であった。T  
氏は25年間炭鉱に働き、昭  
和45年大和鋼業入社した。  
大和鋼業は熔断を主とする  
「粉じん職場」である。T  
じん肺健診、粉じん測定を

## 東 南 じん肺の闘争の取り組み 中心に交流

実施することを確約させて  
来ているとのことであった。  
労災職業病闘争を武器にし  
た効果的な取り組み方の好  
例を提示しているといえる  
だろう。また、センターよ  
りじん肺についての補足説  
明があった。

このあともいつものように  
熔断と続いた「粉じん職歴」  
の中で悪化し、昭和57年か  
が管理区分二と診断された。  
更に59年症状悪化のため休  
業を余儀なくされ、合併症  
のため要療養・休業と診断  
された。支部は阪南中央病  
院、センター、地域の協力  
をえて労災認定をかちとり、  
さらに、会社に対して責任  
を認めさすと同時に、今後

追及を行い、団交の結果、  
T氏のじん肺に対する責任  
を認めさすと同時に、今後



## 柏原

# 一労永逸の心筋梗塞死を きっかけに 安全衛生対策 強化へ

全金 金光産業支部

全金金光産業支部（大阪  
柏原市）では、現在、職場  
の粉じん問題等の安全衛生  
への取り組みを強化しよう  
としている。

これは、職場が鋳物加工  
で粉じん発生職場であるた  
めであるが、元従業員のK  
さんのことも一つのきっかけ  
となつた。Kさんが本年  
一月末に心筋コウソクで急  
死したため調査したところ、  
金光産業の鋳造部門に働い  
ていた当時（K氏は昭和36  
年から12年間金光産業鋳造  
部門、昭和48年からは分離  
職場の定期健診で胸部の異

して別会社となつた鋳造職  
場で6年間勤務。）、一般  
健診でじん肺所見有りと診  
断されていたこと、退職後

査中であるが）、心臓病に  
したことなどがわかつてき  
た。従つて（じん肺とKさ  
んの死の関係については調  
査中であるが）、心臓病に

心筋コウソク発作を起こし  
て以降心臓の治療とともに  
じん肺から来る気管支ゼン  
ソクの治療も並行して行つ  
ていたこと、一方、会社は  
じん肺健診・粉じん測定等  
の対策を殆ど取つていなか  
つたことなどがわかつてき  
た。従つて（じん肺とKさ  
んの死の関係については調  
査中であるが）、心臓病に

負担を与えていた可能性は  
否定出来ないといえるだろ  
う。このKさんの問題を踏  
まえ、支部では職歴の長い  
旧会社からの組合員も多い  
ことや現在の職場も粉じん  
発生職場であるところから  
今回の取り組みになつた。  
また、センターとしても積極的に  
協力していくことにしてい  
る。

## 大阪

# 「肺纖維症」業務との関連 ～調査開始～

Tさんが二六年から五九年まで三三年間続けてきた仕事は、小麦粉をふるい、他の材料をませあわせてクッキーの生地を作り、更に

粉をふるった上で生地から  
クリッキー作り一筋で働いて  
きたTさんは、八年前に  
年以後は入院、退院を繰り  
返し、昨年も「肺纖維症」  
手作りの作業で、毎日朝五

時から文字通り粉にまみれる作業を続けてきた。

こうした業務と下さんの症状の関連について、昨年末に争議が終結した地域合

同労組木村屋チーン分会

にいたことのある同僚が疑いを持ったのがきっかけで、

センターに相談がもちかけられた。

今後、センターで調査を進めていく予定である。

(株)近太材木店（平野区）  
に勤めている内田さんは、八三年四月二六日、取り引き先でトラックに材木を積み込む作業をしていたとき、材木がくずれ落ち両足を骨折し、八五年八月まで休業加療（労災）していたものである。

ところが会社は、入院治療中にもかかわらず退職勧告をしてきた。そこで内田氏は東地域合同労組に加盟し、会社側の不当な勧告および労災事故に伴う会社側の責任を追及してきた。

## 大阪

### 被災労働者に退職勧告!!

むちむちな対応に憤りを開始

#### 東地域合同労組

昨年十一月より同労組の要請に応え安全センターも

団体交渉に参加してきたところであるが、会社側は一貫して不誠実な態度をみせ、

二月八日には団体交渉の継続を拒否し、そして同一五

日には、大阪地裁に「債務不存在確認請求訴訟」を行つてきた。同労組は直ちに反撃を開始し、同二二日につとともに地労委へのあつ

せん申請を行つた。

闘いは開始されたばかりであるが、安全センターと

でも今後可能な限りの支援体制を組み、会社側を追及していくきたい。

## 職業性腰痛

—その実能と対策—

労働者を悩ませる職業性腰痛症、なぜおこるのか、どうしたら防げるのか、腰のしこみから対策まであらゆる職場の労働者に勧めたい決定版  
全金安全対策委編集 中桐伸五執筆

B5版

64頁

500円

発行 — 全国金属労働組合

## 文 阪

### 出稼組合労働者の

「健康管理について」「ア・ンケート調査を実施

雇入れ健診やつない?!

本年二月一日の東京、一  
六日の大阪で開催された全  
国出稼組合連合会の両定期  
大会において、同組合大阪  
事務所と安全センターが共

格差はありつつも、全体的に  
雇入れ時の健康診断を受  
(横浜) けていない労働者が多く、  
施してきたところであるが、これは明らかに企業側の不

ものとしてあつた。東京の  
大会においては港町診療所  
（横浜）にも協力を得て実  
施してきたところであるが、これは明らかに企業側の不

査」を実施した。

今回の取り組みの主旨は、

現在安全センターも全面協  
力し闘っている出稼労働者  
柴田久雄氏の脳卒中死につ  
いての労災訴訟に関連し、  
なんとか第二の柴田氏を防  
ぐべく、出稼先での労働者  
の健康管理を強化していく

吹田市教職員組合青年部  
では、養護担当教職員を対  
象として、頸肩腕障害、腰  
痛症に的をしぼったアンケ  
ト調査を実施している。

養護担当教職員の  
腰痛・ケイワーンアンケート  
や、ぱり多発脳梗塞

講じる自治体がふえている  
が、一般校の養護担当教職  
員の場合も、同様の負担の  
かかる職務を遂行している  
例が多く、訴えもめだつて  
いる状況であった。そこで、  
実態を正確に把握するため  
吹教組青年部のとりくみの  
一つとして行うこととした  
のである。

二月上旬までの回収で、

今後、出稼組合および全国  
にある労働者住民医療機関  
連絡会議と連携し広範など  
りくみをしていきたい。

今回の調査では主に出稼  
労働者の健康診断の受診状  
況を調べたが、出身地域の  
格差はありつつも、全体的に  
雇入れ時の健康診断を受  
けていない労働者が多く、  
労働者の生命と健康を守る  
行政との交渉も含め、出稼  
労働者の生命と健康を守る  
闘いに協力していきたい。

安全センターとしても、  
今回の調査をもとに、今後  
点が明らかとなっている。

安全センターとしても、  
今回の調査をもとに、今後  
法行為であり、最低限の労  
働者の健康確保さえ行われ  
ていらないという実態の一例  
である。他にも多くの問題  
点が明らかとなっている。

関係教職員一四八名の回答

があつたが、予想通り、腰

痛症の訴えの高さが目立つ

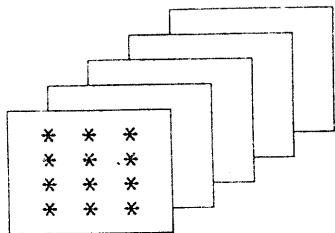
ている。「最近一ヶ月の腰

の痛みについて」の設問で、

「いつも痛む」と「ときどき痛む」と答えた人が、全

体で56%、女性だけでは64%となつており、多発職場であることを示している。

教育労働者のこの種の取り組みは、あまり行われておらず、今後の進展が期待されるところである。



## 大阪

### 申請準備進む

### テレビ番組音声担当者の 心筋梗塞

一昨年の五月末に心筋梗塞で亡くなった、N.H.K.のテレビ番組の音声の技術担当者Nさんの労災申請の準備が進んでいる。

死亡当日直前には、国体

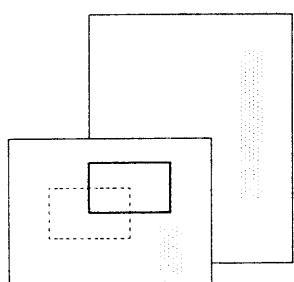
Nさんは、死亡前八ヵ月間スポーツなど大型イベント中継の責任者の一人として極めて多忙な日々を送っていた。具体的には、死亡当日まで実況中継のための計画書作り、工事打ち合わせ、点検など、出張で連日夜遅くまでの仕事が続くな

死亡の準備に取りかかっており

工事内容の問題など、精神的負担は極めて大きい状態であった。

死亡当日直前には、国体の準備に取りかかっており工事内容の問題など、精神的負担は極めて大きい状態であった。

日放労闘西支部では、労災である可能性が強いととらえ、調査を進めた上で月月下旬にも申請する予定である。



# 安全

## 衛生

ひ  
と  
ち

モ

### 被ばく線量基準は引き下げるのが道理にがなう



四〇年前に広島、長崎で投下された原爆の放射線量を見直す、日米合同の「原爆放射線量の評価・検討委員会」がこの三月一六、一七日に広島で開かれている。このニュースを新聞で見て、「何をいまさら原爆の線量評価か」と思った人もいることだろう。

どういうことかと言えば、これま

で広島、長崎の原爆による影響の評価については、核実験のデータなどをもとにして算出され米国が一九六

五年に発表したT65Dという数値がある。しかし、このもとになつたデ

ータは米国の軍事機密のため詳しいことはわからぬまま最も有力な数値として決定版となっていた。ところが一九七六年に軍事機密とされたきたデータの一部が明らかにされ、米ロス・アラ莫斯研究所で新たにコンピュータで再計算をしてみたところ、大幅に異なる結果が出て来たのである。

違ひの内容は、今回の会議で日米が合意した数値DS86では次のようになっている。

①広島型原爆の出力はT65Dより二割大きい一五キロトン▽爆発の高さは

三㍍高い地上五八〇㍍▽爆発位置はT65Dでの地点より東北方向へ約一五㍍ずれる②爆心から約二㍍の地点で、中性子線量はT65Dの十分の一、逆にガンマ線量は四倍③ガンマ線の日本家屋透過率は広島、長崎ともに半減④長崎型原爆については、透過率以外はほぼ従来通り

この結果、これまで原爆の放射線

被害の主要因は中性子線という定説がゆらぎ、長崎より広島の被爆者に白血病が多く発生したのは、中性子線の量の差によるものという説明が成り立たなくなつたのである。

さて、労働安全衛生の問題を考える上でこの問題の意味は極めて大きい。原子力発電所や病院など放射線にさらされる職場で働く労働者の労働環境については、被曝線量の限度や健診の実施など様々な規制が法令で定められている。例えば、被曝の限度は三ヵ月に三レム以内とか、全ての作業従事者は三ヵ月に一回の定

期健診というふうに定められている。中に結論を出すと言うものの、そのそしてこうした法令の根拠は国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告によっている。

ところがこの勧告の根拠となる数値はと言えば、問題のT65Dなのである。だから単純に考えれば、新しいD

S86によって放射線の危険度がより重視され

ることになり、法令で定める線量限度などはより厳しくしなければならないことになる。

ところで、いま政府が放射線被曝基準を改定（緩和）しようとしているのは、ICRPが一九七七年に出した勧告に従うものでこれもある。政府は八六年度

## 広島型原爆

### 合同委新線量体系で合意

# 中性子は10分の1

中に結論を出すと言つて、根拠は既に時代遅れのものとなつてしまつた。

だから放射線被曝線量基準の緩和に反対するのは当然のことだ。今こそ大きな声が必要なのである。

広島、長崎両市に投下された原爆の放射線量などを見直す日米合同の「原爆放射線量の評価・検討委員会」の最終会議は二七日、広島市南区の財團法人・放射線影響研究所（放研）（松坂町理事長）で全体会議を開き、広島型原爆の威力はこれまでより三割大きい「五〇一二TNT大爆薬」、中性子線量は約十分の二だったなど、これまでの同会議で示された中性子線量がガムマ線量などの値は「一九六五年に米国が標準化した値」として発表。原子力発電所の安全基準的な基礎データとされていたが、今回の合意で放研は「一年ぶりに大調整止まる」となり、ガムマ線量がこれまで重視されるべき姿を基礎に改定される可能性が出てきた。

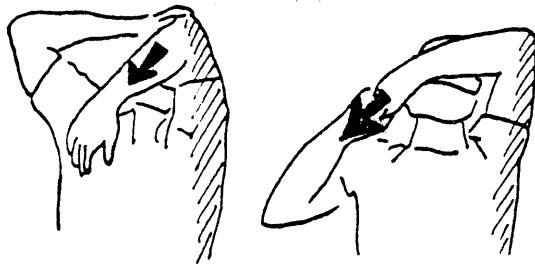
今回の合意では「広島型原爆の出力はT65Dより二割大きい「五〇一二TNT大爆薬」、中性子線量は約十分の二だったなど、これまでの同会議で示された中性子線量がガムマ線量などの値は「一九六五年に米国が標準化した値」として発表。原子力発電所の安全基準的な基礎データとされていたが、今回の合意で放研は「一年ぶりに大調整止まる」となり、ガムマ線量がこれまで重視されるべき姿を基礎に改定される可能性が出てきた。

毎日新聞（3月18日）

# みんなでやろう

## ③ ストレッチ体操

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一



慣れてきたら肘を  
つかんで引く

頭の後ろで肘を曲  
げ手首を引く

肩が張っているなあ、硬くなっているなあと思うことはありませんか。特に、片方だけやたらと硬くなっているというようなことはありませんか。そういうときに腕や肩をほぐす、歩きながらでもできるストレッチ体操をやってみましょう。

まず両足を肩幅に開いて立ちます。右腕を上にあげ肘をまげ手首が頭の後ろにくるようにします。そしてそ

れで歩きながらおろすように、ゆっくりと歩きながらするのもよいでしょう。

① 下を見ないで前を見ること。  
② 腰を曲げたり前かがみにならないこと。

③ 伸ばされている腕は力を抜くこと。  
④ 柔らかくしようと急激に力を入れたりしないこと。

- ストレッチ体操四つの注意—
- ① けつして痛みをこらえたり、無理をしない。
  - ② 自分の柔軟性にあわせて、ゆっくりする。
  - ③ 自然な呼吸法で、となりの人と話しながら楽な気持ちで。
  - ④ 笑顔で10~30秒間ひとつの体操を続ける。

の手首を左手で10秒から30秒引き続けます。もちろん反対側も。

# 二月の新聞記事から

二・三 北炭幌内炭鉱で崩落事故があり、一人が土砂の下敷になり死亡（北海道）

二・八

大阪府は全国に先駆け、結核やぜんそく患者のりハビリ治療を府立羽曳野病院で四月から実施

警備保障会社を一週間前に解雇された元ガードマンが十階から飛び降り自殺（西宮）

二・二

伊豆・熱川温泉の旅館から出火、木造三階建が全焼 二四人が焼死（静岡）

アパートで火事があり二階建て全焼 五人がアバート死。一階の各部屋には防犯用の鉄格子があり逃げる妨げになつた（大阪）

二・一三

七四年の北海道ガス連続中毒死傷事件で、札幌地裁は企業犯罪として会社側の監督責任を明らかにし全員に有罪判決を出した

二・一四

宗教行事の参列者を乗せた団体列車が、国鉄駅構内で入れ替え中に衝突事故をおこし、三八人が重軽傷（長野）

二・一七

止血用などに使われるビタミンK<sub>2</sub>助剤が原因の可能性が濃いとの結論が、ヨツク症状について、民間の研究会の討論が、溶解注射シ

二・二二

放射線審議会が、一般人の年間許容被ばく量

を、これまでの五〇〇ミリレムから一〇〇ミリレムに引き下げる方針をだした。これは昨年国際放射線防護委員会が出した声明に基づくもので、大阪市は、公害病認定患者の死亡時に支給してきただけの公害病患者遺族見舞金を新年度から打ち切ることを決定

二・二三 台湾で日本人観光客をのせたバスがガケに転落、五人死亡 八人が重軽傷

二・二四

名神高速道路梶原第二トンネル内で、計七台の車が相次ぎ追突 四人が負傷（高槻）

二・二七

店舗兼住宅で深夜火事があり八人死亡、二人重体 亜硝酸カルシウムの炎上で一酸化炭素中毒死とみられる（大阪）

二・二八 環境庁の地下水汚染実態調査で、発がん性有機塩素系溶剤トリクロエチレン類が、全国各地の井戸水から検出された

### ● 料金表

部 数	料 金（年額）
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金（月額）
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。  
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで  
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送  
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の  
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお  
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場  
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで  
も結構です。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28